

大阪市高速電気軌道株式会社からの軌道事業の特許申請（中央線の延伸）
について（1回目）

1. 日 時

令和6年6月13日（木） 10:30～11:30

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審理室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

鉄道局：角野都市鉄道政策課長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 渋武、木村、浅井、藤澤、増田、廣井、水田、
近田、藤間

4. 議事概要

- 鉄道局より、大阪市高速電気軌道株式会社からの軌道事業の特許申請（中央線の延伸（森ノ宮～（仮称）森之宮新駅））について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 本件に地元から反対意見などはあるか。
 - ② 事業者は、大阪府市の要望を受けて、（仮称）森之宮新駅を設置し延伸する方針を決定したということか。
 - ③ 延伸する森ノ宮～（仮称）森之宮新駅間の折り返し運転が予定されているとのことだが、乗換えが発生する森ノ宮駅では、駅の改良は予定しているのか。
 - ④ 今回の開発エリアに大阪公立大学森之宮キャンパスを設置するとのことだが、どの程度の規模か。
 - ⑤ （仮称）森之宮新駅は1面1線とのことだが、想定される需要に鑑みて駅のキャパシティは十分か。

等について、意見・質問があった。

- これに対し、鉄道局からは、
 - ① 申請者からは、反対の声はあがっていないと聞いている。

- ② 然り。新駅は大阪府市の要望を受けて、設置するもの。
- ③ 森ノ宮駅の改良の予定はないが、イベント開催時は直通運転をする等の措置を検討していると聞いている。
- ④ 6,000人程度の規模が想定されている。
- ⑤ 既存駅における処理能力も踏まえて改札数等が設定されているほか、イベント開催時においても、臨時列車の設定や駅構内への入場規制を行うことにより対応可能と聞いている。

等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。